

地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業
業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業を実施するにあたり、当該事業の委託事業者（以下「委託事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、委託事業者の選定を公正かつ適正に実施するため、地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委員	所掌事務
健康福祉局地域包括ケア推進室長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（地域保健担当） 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（専門支援担当） 健康福祉局長寿社会部介護保険課長 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室長	委託事業者の選定に関する こと。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局地域包括ケア推進室長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（専門支援担当）がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(対象の選定及び選定基準)

第6条 委員会は、健康福祉局業者指名選定委員会において選定された事業者によるコンペの結果、当該事業に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。

2 委員会は、別に定める評価基準により評価を行い、事業者を選定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。